

平成 29 年度 事 業 計 画

社会福祉法人 熊野市社会福祉協議会

目 次

基本方針.....	P 1
重点目標.....	P 2
主な実施事業 総務課.....	P 3
地域福祉課.....	P 5
福祉サービス事業課.....	P 8

—基本方針—

昨年を振り返れば、保育所の待機児童や職員の処遇の問題、障害福祉施設での世間を震撼させた事件、介護事業所の給付費不正受給による相次ぐ指定の取消など、福祉を取り巻く環境は、“明るい兆し”とは言えない状況が続いており、全国的にどの事業所も五里霧中の中、義務感と熱意で福祉の現場を支えているのが実情であります。

熊野市社会福祉協議会も同様に、制度改正に伴う介護給付費の減額により、十分とは言えない財源の中での厳しい運営を強いられ、更には、近年の介護職に対するイメージダウンによるものなのか、職員募集に対する薄い反応の中、定員擦れ擦れの人数でもなんとか各事業の質と量の低下をさせないよう、職員一同頭を悩ませ、汗をかき、現状を乗り切ろうと日々努力しております。

ここ数年の介護保険法改正については、内容によって反対署名や意見聴取に協力するのみで、できることは限られますが、当地域においては、将来的なサービス量の不足が一番の懸案事項であり、何らかの対策について以前にも増して力を入れることが、現状でできる絶対的に必要な取り組みであると思えます。

また、介護保険制度の中で定められた地域支援事業を考えると、地域福祉事業の成果も大いに関連があるものであります。それには関係者相互の連携、地域における人材の発掘と活動の提案など、地域の力を更に発揮させることで活性化、絆の深まりはもちろんのこと、住民自身の介護予防へとつながり、不足する人材と財源の問題に大きく貢献できるものだと考えます。

昨年夏ごろより社会福祉法改正（社会福祉法等の一部を改正する法律）に伴う当法人の定款及び関連する諸規程の変更について準備し、理事会、評議員会にて承認をいただき、無事所轄庁より許可いただくことができました。これをもって平成29年4月1日より、新しい定款にて熊野市社会福祉協議会は事業活動を行うこととなります。

新たに迎える年度も昨年同様、課題は多いですが、法人のルール（定款等）も新たに定め、より襟を正しつつ前向きに物事を捉えながら、広い視野と長期的な視点で事業活動を行うべく、役職員一同精進していく所存であります。

以下、事業内容の詳細を記載いたします。

—重点目標—

■創意工夫による組織体制の強化と、魅力ある職場づくり（総務課）

社会福祉法改正に伴う定款変更により、当法人も新しいルールでのスタートを開始します。その中で、今回の法改正の大きなポイントであった社会福祉法人の本来の存在意義である“地域貢献”を大きく捉え、当地域、近隣地域の課題である、介護人材の不足について考え、その解決に向けて取り組みを行います。

また、ただ単に介護量の不足の問題に留まらず、既存の労働者の疲弊や、離職などの解消にもつなげ、職員が誇りに感じ、いつまでも住民のために働きたいと感じられるような職場となるよう、組織の成熟化に努めます。

■迅速かつ柔軟な『困りごと』への対応（地域福祉課）

人口減少、少子高齢化の状況下で、先の介護保険法改正に伴い、高齢者の介護予防、生活支援の面では、地域の支えあいが一層重要となります。

制度の充実が図られる一方で、対応しきれない地域の多種多様な生活課題に目を向け、『信頼性』と『柔軟性』といった非営利かつ民間ならではの組織がもつ性格を存分に発揮して、その対応に努めます。

従来のネットワークにおける関係性強化はもとより、視野を広げて地域に存在する資源との新たな関係性を構築していくとともに、今置かれている状況とこれからのまちづくりについて、広く地域住民のみなさまに周知啓発しながら新たな担い手の確保に努め、地域の協働による福祉のまちづくりを進めていきます。

■介護人材の確保と障がい者就労支援の充実（福祉サービス事業課）

平成28年10月からは介護予防・日常生活支援総合事業が始まり、地域で要支援者を支える包括的な支援に向けて動き出しています。しかし、介護人材の確保は年々厳しくなっており、これを地域全体の課題と捉えて各機関と協力しながら人材育成に取り組むと共に、他の介護保険事業所の手本となるよう、安心安全を基本とした質の高いサービス提供を目指します。

また、障がい者支援では、各関係機関からの強い要望により、新たに小規模障がい者就業・生活支援センターを受託して就労支援体制を強化し、利用者にとって安心できる身近な相談先であると感じてもらえるセンター運営に努めます。

主な実施事業

総務課

1、法令の遵守と、適正且つ充実した運営による組織の強化

この度の定款変更に伴い、より適正な運営が求められる中、経営状況の安定化はもちろんのこと、地域社会に対する貢献にも重点を置き、法人の運営を行います。そのためにも各種会議において建設的な提案、状況の理解と意識の共有がより進むよう努め、充実した議論が行えるようにします。

正副会長会議	毎月1回（年12回）
理事会	定例年3回 ※H29年度は4回予定。
評議員会	定例年3回
内部監査	年1回（5月予定）
課長会議及び課長・係長会議	毎月各1回（年各12回）

2、広報力の向上と社協会員の拡充

パソコンだけでなく新たにスマートフォンやタブレット等、身近な携帯端末からアクセスできる環境を整え、誰もが気軽に閲覧できるホームページ作成に努め、広報活動の強化を図ります。同時に、パンフレットも一新し、現在の法人の活動状況をいつも手元に置いていただける広報に力を入れます。

また、ここ数年積極的に取り組んでいる賛助会員の協力依頼にも力を入れ、自主財源の確保と、住民参画による法人運営の形を強められるよう努力します。

福祉くまの発行	年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）
ホームページ	随時更新
フェイスブック	事業報告等、随時投稿
会員増強月間	11月

3、スキルアップによる組織強化

様々な角度からの研修を企画することにより、従事する業務だけでなく、社協職員としての質の向上を図ります。

また、ここ数年取り組んでいる係長以上の職員での講師による研修や、事例発表などの機会を設け、伝える力、考える力を養います。

職場内研修	年4回
交通安全講習	年2回
安全衛生講習	年1回
全職員研修	年1回

4、福利厚生の実と福祉人材の確保と定着

魅力ある職場づくりのひとつである福利厚生事業を充実させるとともに、地域の福祉人材の創出に向けた取組を行います。

福利厚生事業

永年勤続職員（フルタイム）への特別休暇	10年勤続毎で5日付与
永年勤続職員（非常勤）への記念品贈呈	5年勤続毎で5,000円贈呈
職員歓送迎会	4月開催
企画当番制事業（職員交流の福利厚生企画）	3回/年
インフルエンザ予防接種費用一部助成	1,000円（一人につき）
資格取得助成	10,000円 ～20,000円（1資格1回限度）
介護職員初任者研修受講費助成	※就業条件あり

5、赤い羽根共同募金運動への協力による財源の確保

赤い羽根共同募金運動への協力を全職員で取り組み、次年度の配分金の増額に努め、貴重な自主財源を有効に活用します。

赤い羽根共同募金運動への協力	10月1日から3月31日まで
街頭啓発運動	10月から12月（イベントなど）
もちつき大会	12月
29年度申請額	1,850,000円
配分予定事業	ふれあいいいきサロン、社協ふれあいフェスタ、ひとり親世帯ランドセル購入助成、福祉団体助成、地域福祉活動助成、ボランティア活動助成、その他

6、安心安全のための施設設備等の対応

老朽化が進む車両や設備等について、財政状況をタイムリーに把握し、サービス提供や事業の将来的展望も加味しながら計画的な対応に努め、ご利用頂く皆様により安心、快適なサービス提供ができるよう努力します。

また、安全衛生委員会が中心となり、労働災害ゼロを目指し、ヒヤリ・ハットやKY活動を通じて危険箇所を把握し、必要に応じて設備改善も行いながら、職員も安心して働ける場づくりを目指します。

地域福祉課

1、地域福祉に関する理解促進と活動の推進

地域福祉活動を推進するための専門職を配置し、窓口での相談や組織内外の連携を通じて、個人や地域が抱える福祉課題の把握に努め、課題解決に向けた広報、組織活動やボランティア活動など住民の主体的な福祉活動の支援や、新たな福祉サービスを企画、実施し、福祉のまちづくりを推進します。

合わせて地域包括ケアシステムにおける「地域づくり」を進めるため、生活支援コーディネーターを配置して、多様な主体の参画が得られるよう働きかけ、担い手養成や関係者のネットワーク化などその役割と責任を果たすとともに、生活支援の体制を構築していきます。

また、福祉啓発イベントや講座を通じて、多くの市民の理解と協力が得られるよう取り組んでいきます。

- ・福祉活動専門員の配置
- ・生活支援コーディネーターの配置（熊野市からの受託事業）
- ・ふれあいフェスタの開催（6月）
- ・ふれあいミニフェスタ（開催時期は地域と相談の上決定）
- ・地区社協連絡会議（年6回）および研修会の実施
- ・福祉委員活動の強化

2、ふれあいの場づくりへの支援

地域住民が主体となって行う「生きがいつくり」や「交流の場づくり」を支援します。また、地域で高齢者が集まりやすく、地域性に合った事業を実施し、閉じこもりや孤独感の解消に努め、地域で見守り合える基礎作りを推進していきます。

- ・ふれあいいきいきサロン事業への支援
- ・おうた事業

3、権利擁護の推進と生活困窮者への支援

認知症や、障がいがある方が地域で安心した生活が送れるよう、関係機関や介護関連事業所とも連携を図りながら、福祉サービスの利用援助や金銭の管理などを行うとともに、継続的に法人後見の必要性を視野に入れた支援を行っていきます。また、生活困窮者に対しては、関係機関と連携しながら貸付事業などを通じて、自立した生活ができるよう支援します。

- ・生活福祉資金貸付事業（三重県社会福祉協議会からの受託事業）
- ・高額療養費貸付事業

- ・助け合い金庫貸付事業
- ・日常生活自立支援事業（三重県社会福祉協議会からの受託事業）
- ・法人後見に向けた取り組み
- ・弁護士による無料法律相談所の開設（毎月第3火曜日）
- ・ライフイベントサポート事業

4、在宅生活支援と敬老事業

地域の皆様が住み慣れた地域で可能な限り健康で安心した生活が送れるように各種サービスを実施します。また、見守り活動などによる孤独感の解消や孤独死等に対するケア、健康を維持する介護予防事業についても取り組み、安心して暮らせる地域となるよう事業を展開します。

- ・ふれあい給食サービス事業
- ・元気見守り事業（熊野市からの受託事業）
- ・食の自立支援事業（ 〃 ）
- ・熊野市老人クラブ連合会事務局
- ・福祉機器貸出事業
- ・敬老会、高齢者慰問、満百歳記念事業
- ・ゴーイングサービス（緊急時訪問事業）

5、障がい者の社会参加と生きがい活動の支援

市内の障がい者の社会参加の機会を設けるとともに、仲間づくりと自立に向けた活動を支援します。

- ・障がい者社会参加支援事業 ふらった～
- ・知的障がい者（児）生活交流会への参加・協力
- ・熊野市身体障害者（児）福祉連合会事務局
- ・くまのむつび会事務局

6、住民同士のつながりのきっかけづくりと世代間交流の推進

希薄になりがちな若年層の地域でのつながりを持つための「きっかけ」作りを推進し、きっかけを提供するだけでなく、そこから地域で展開できる活動を目指して取り組みます。

- ・リサイクル登録制度の促進
- ・ふれあいレクリエーション（三世代交流ニュースポーツ）
- ・大会の実施

7、福祉教育

将来を見据えて、子どもたちに思いやりや助け合いの気持ちを芽生えさせ、次世代の福祉の担い手の育成を図ります。特に学校との連携を視野に入れ、将来に向けた活動を展開します。

- ・小学生ボランティアスクールの開催
- ・ちびっ子ボランティアグループ活動の支援
- ・給食ボランティア体験事業
- ・子育て支援事業
- ・小中学校との連携

8、ボランティアセンターの運営

専門職を配置し、市内のボランティア活動の活性化を図るとともに、各種講座による新たな人材の発掘および育成と継続的な活動支援に努めます。また、ボランティアセンター本来の目的であるボランティアとニーズの橋渡し（コーディネート）役として十分に機能できるよう、広報活動やニーズ調査などを実施し、センター機能の充実と強化を図ります。

- ・ボランティアコーディネーターの配置
- ・ボランティアセンター運営
- ・各種講座の開催
- ・ボランティア情報誌「いな」の発行（「福祉くまの」でのページ割）

9、災害ボランティアセンターの体制づくり

市地域防災計画と連動して、災害発生時を想定した災害ボランティアセンターの立ち上げや運営等についてのマニュアルに基づき、他団体や市民と協働した活動が展開できるよう、各種講座や訓練等を実施し、日ごろからの連携体制を構築していくとともに、近隣被災地への災害ボランティア派遣を行ないます。

- ・災害ボランティアセンターマニュアルに基づく訓練実施
- ・災害関係の各種講座開催
- ・被災地への災害ボランティアバスの運行

10、熊野市老人会福祉大会の開催

福祉の向上に貢献された方々への顕彰と感謝の意を表し、大会を開催します。

- ・開催月：平成 29 年 11 月（予定）
- ・場 所：熊野市民会館

福祉サービス事業課

1、居宅介護支援

誰もが気軽に相談できる窓口として笑顔で丁寧な対応を心がけ、関係機関だけでなく、法人の強みである地域福祉事業との連携を深めながら、利用者の特性に合ったケアプランの作成に努めます。

2、訪問介護

資格の取得や研修等に参加することでサービスの質の向上に努めると共に、新たな介護人材の確保に向けて情報発信に取り組みます。

3、通所介護

利用者が楽しく快適な空間で過ごしてもらえるように、一人一人の個性を大切にしたいプログラムを組み、本人だけでなく家族も安心してもらえるサービス提供に努めます。

4、訪問入浴

市内唯一の訪問入浴事業を継続して提供できるよう、各事業と連携することにより柔軟なサービス提供体制を確保します。

5、生活介護（あゆみ事業所）

一人一人の個性や特徴をしっかりと把握したサービス提供とリスクマネジメントを心掛け、全ての利用者に楽しく有意義な時間を過ごしてもらえる事業運営に努めます。

6、特定相談支援

利用される方やその家族と対話する機会を多く持ち、限られた社会資源の中で本当に利用者のためになる支援計画の提供に努めます。

7、訪問介護（障がい）

特定相談支援事業所や福祉事務所、紀南圏域障害者総合相談支援センターあしすと等との連携を深め、また、専門的な研修などを受講することにより、利用者の生活を支える質の高いサービス提供に努めます。

8、地域活動支援センター（つみき）

社会との関わりに重点を置いた支援を継続し、利用者がその意思と責任を自覚できるプログラムの実施に努めます。

9、福祉有償運送

利用される方に安心して通院支援等のサービスが提供できるよう、安全運転講習や介護技術の研修等により、さらに質の向上に努めます。

10、障がい者就業・生活支援センター（Colors）

各関係機関と連携を取りながら、障がい者が就労に向けて安心して相談できる環境づくりを継続します。また、平成 29 年度からは新たに小規模障がい者就業・生活支援センターを受託し、職員の増員も含め、障がい者就労に関する支援体制を強化します。